

鈴鹿市小規模修繕工事等契約希望者として登録される方へ

本市では、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、入札参加資格を有さない方も1件 30万円以下の修繕工事等を受注できるよう、鈴鹿市小規模修繕工事等契約希望者名簿を設けています。新たに鈴鹿市小規模修繕工事等契約希望者名簿への登録を希望する方は、以下の方法により登録申請を行ってください。

■登録資格

- ・市内に本社若しくは本店を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業主であること
- ・市内において引き続き2年以上営業を行っていること
- ・破産手続き中でないこと
- ・鈴鹿市入札参加資格者名簿（工事）に登録がないこと
※後に入札参加資格者名簿（工事）に登録された場合は、本名簿からは削除されます。
- ・受注する業種を履行するために必要な資格又は許可を有していること
- ・国税及び市税を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと
- ・社会保険等の届出の義務を履行していること

■申請書類 以下の1～6を提出してください

1. 小規模修繕工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）

2. 印鑑(登録)証明書 ※コピー不可

- ・法人の場合・・・所轄法務局発行の印鑑証明書
- ・個人の場合・・・市町村発行の印鑑登録証明書

3. 納税証明書（国税・市税） ※コピー不可

○国税

本店の所在地を管轄する税務署にて、「法人税（個人は申告所得税）」および「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明を受け、添付してください。

法人で登録される方・・・納税証明書「その3の3」

個人で登録される方・・・納税証明書「その3の2」

○市税

鈴鹿市 戸籍住民課で発行する完納証明書を添付してください。

4. 身分証明書 ※コピー不可

- 法人の場合・・・管轄法務局で発行する履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- 個人の場合・・・本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

5. 希望業種の履行に必要な資格、許可、免許証等の写し

申請書の「資格、許可、免許等」欄に記入する場合、その資格者証、許可証等のコピーを添付してください。

6. 社会保険等への加入を確認する書類の写し

- 雇用保険について（従業員がいない場合は不要）
- ・概算保険料又は確定保険料を納付したことを証明する書面のコピーを添付してください。
（概算・確定保険料申告書及び領収書の写し、保険料納付済み証明書等）

○健康保険について（個人事業所で、従業員 5 人未満の場合は不要）

- ・保険料を納付したことを証明する書面のコピーを添付してください。

（納付告知書兼領収書の写し、保険料納付済証明書等）

○厚生年金保険について（個人事業所で、従業員 5 人未満の場合は不要）

- ・保険料を納付したことを証明する書面のコピーを添付してください。

（納付告知書兼領収書の写し、保険料納付済証明書等）

■申請期間

随時

■名簿への登録時期

25日までの受付分を翌月 1 日に名簿へ登録

■申請場所

鈴鹿市 技術監理部 技術監理契約課（本庁舎10階）

TEL (059)382-9039

FAX (059)382-9050

■登録の有効期間

令和 12 年 5 月 31 日まで